

## 佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：本牧体育館

会場 (全面)	時間等区分	料金区分						
		入場料を徴収しない 場合		入場料を徴収する場合		営利又は営 業を目的に 使用	スポーツ 団体が使 用する場 合	スポーツ 団体以外 が使用す る場合
		アマチュ アスポー ツに使用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用	アマチュ アスポー ツに使用	アマチュア スポーツ以 外に使用			
アリーナ	午前 9 時から正午まで	620円	1,880円	1,880円	5,650円	12,570円		
	正午から午後 3 時まで	620円	1,880円	1,880円	5,650円	12,570円		
	午後 3 時から午後 5 時まで	410円	1,250円	1,250円	3,770円	8,380円		
	午後 5 時から午後 7 時まで	410円	1,250円	1,250円	3,770円	8,380円		
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	520円	1,570円	1,570円	4,710円	10,470円		
	全日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	1,570円	4,710円	4,710円	14,140円	31,420円		
	電気料	1 時間 200 円						

(備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの（以下「市外使用者」という。）の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍（市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2 倍）に相当する額とする。

2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。

3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。

4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。

5 体育館を午前 9 時以前に使用する場合の使用料は、1 時間当たり（その使用時間が 1 時間に満たないときは 1 時間とする。以下同じ。）、当該体育館の午前の使用料の午前 9 時から午前 10 時まで使用した場合に相当する額とし、午後 9 時 30 分以降に使用する場合は、1 時間当たり、当該体育館の夜間の使用料の午後 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで使用した額に相当する額とする。ただし、午前 9 時以前又は午後 9 時 30 分以降の使用は、大会等のために使用する場合に限るものとし、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。